

消防予第 12 号

平成 26 年 1 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

( 公 印 省 略 )

### 平成 26 年春季全国火災予防運動の実施について

平成 26 年春季全国火災予防運動については、平成 26 年 1 月 24 日付け消防予第 11 号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところですが、当該実施要綱に掲げる推進項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添 1 「平成 26 年春季全国火災予防運動実施要綱について」のとおりとりまとめましたので、送付します。

なお、前回実施した平成 25 年秋季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果については、「平成 25 年秋季全国火災予防運動の実施結果について」（平成 25 年 12 月 24 日付け事務連絡）のとおりですので、これらを参考としながら各地域の事情に応じた運動の実施について検討いただくとともに、山火事予防運動及び車両火災予防運動を含め、今回の実施結果について、別添 2 により報告いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

平成26年春季全国火災予防運動実施要綱について

1 住宅防火対策の推進

(1) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知

平成16年の消防法（昭和23年法律186号）改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成23年6月までに全ての市町村において施行された。

しかしながら、昨年6月時点の推計では、住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯は約2割にのぼり、地域によっては住宅用火災警報器の設置率が約6割にとどまっているのが現状である。

住宅用火災警報器の設置は、住宅防火対策上極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災件数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

平成23年9月に開催された「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が策定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取り組み方針が示されたところである。住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくことが重要である。また、年2回の火災予防運動期間中には設置された住宅用火災警報器を点検するよう推奨するなどして、継続的に維持管理していくよう働きかけるとともに、住宅用火災警報器の重要性を再認識する機会となるよう図られたい。

なお、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知に当たっては、当庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>）や住宅防火対策推進協議会のホームページ（<http://www.jubo.go.jp/>）に掲載されている情報及び各種リーフレットなどの積極的な活用を図ることが考えられる。

(2) 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進

住宅火災件数の低減を図るためには、住宅用火災警報器の設置が効果的であるが、併せて住宅における出火防止や消火・避難等の対策を効果的に行うためには、安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、住宅用自動消火装置、住宅用スプリンクラー設備などの設置が有効であることから、これらの普及についても積極的に推進することが効果的である。

また、これらの住宅用防災機器等の普及に当たっては、当庁ホームページ（<http://>

[//www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/materials/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html)) のパンフレット、映像資料及び住宅防火対策推進協議会のホームページに掲載されている住宅用防災機器等の取扱店リストの積極的な活用を図ることが考えられる。

#### (3) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

我が国の住宅火災による死者数を発火原別に見たとき、最も多いのがたばこであり、なかでも寝たばこによるものが多く発生していることから、引き続き注意喚起広報を実施していくことが必要である。また、それと同時に吸い終わったたばこの確実な消火の呼びかけや、無煙燃焼時の一酸化炭素の発生といった、たばこ火災の特性について周知をはかることがたばこ火災の被害低減に効果的と考えられる。

#### (4) 防災品の普及促進

住宅における出火防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災物品を、また、寝具や衣類等に防災製品を使用することが有効であるため、これらの普及を積極的に推進することが効果的である。

また、これらの防災品の普及に当たっては、防災品普及啓発用ビデオ（消防庁製作）（「防災品の普及啓発用ビデオ（DVD）について」（平成19年1月22日付け消防予第23号）において配布）又は、当庁若しくは住宅防火推進協議会のホームページに掲載されている情報や各種リーフレットなどの積極的な活用を図るほか、平成22、23年度に渡り公益財団法人日本防災協会から各消防本部あてに配布された「燃焼比較実験資機材セット」等を使用した、防災品と非防災品を用いた燃焼比較実験を実施するなど、防災品の有効性について分かりやすく示すことが効果的である。

#### (5) 消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、婦人（女性）防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問を実施する等により、地域住民が主体となって組織的に広報・普及啓発活動に取り組むことが効果的である。

#### (6) 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供

住宅防火の推進に当たっては、地域住民が日頃から接している各種のメディアを積極的かつ効果的に活用するとともに、展示会等の開催や、町内会・自治会等の地域の会合を活用する等により、地域に密着した親しみやすい広報を実施することが効果的である。

また、広報内容については、当庁ホームページに掲載されている住宅防火情報、住宅防火対策推進協議会のホームページ、パンフレット及び広報用の素材集等を活用し、住宅火災の現況、住宅防火対策の必要性、具体的な対策事例及び住宅用防災機器等の普及に必要な情報等を工夫して提供することが考えられる。

「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」（実施要綱参照）については、従来から住宅における出火防止のため、国民が特に留意すべき事項として重点的に広報

してきたものであり、一般的な防火意識の高揚を図るために、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用することが効果的である。

#### (7) 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

一人暮らしの高齢者等で病弱者又は要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な災害時要援護者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に重点的に取り組むことが効果的である。

具体的には、災害時要援護者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人（女性）防火クラブ員等に対して火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかけることが考えられる。

また、独居世帯、高齢者や障がい者等が居住する住宅について、訪問診断を重点的に実施し、その際、住宅用火災警報器の未設置世帯への働きかけ又は適切な維持管理についての説明を特に重点的に行うことが考えられる。

## 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成24年中の放火及び放火の疑いによる出火（以下「放火火災」という。）件数は8,590件となっており、全火災件数4万4,189件のうち約2割を占めていることを踏まえ、放火火災防止対策のより一層の推進を図ることが必要である。

### (1) 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心がけることはもとより、関係行政機関、関係団体、事業所、町内会及び住民等地域が一体となって、放火火災対策に継続的に取り組むことが重要と考えられる。放火火災対策を実施するにあたり、「放火火災防止対策戦略プラン」（当庁ホームページ（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)）に掲載）を積極的に活用し、地域全体の安心・安全な環境が確保されるよう、地域の放火火災に対する対応力を向上させることが重要と考えられる。

その際、地域特性に応じた放火防止モデル地域の設定、学校・自治会等における火災予防教育の実施や、放火火災予防診断、座談会等の実施など地域の実情に応じた戦略プランの展開を行うことが効果的と考えられる。

### (2) パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底

パチンコ店及び物品販売店舗においては、死角となりやすいトイレ、バックヤード等の可燃物等の整理整頓、避難経路の確保、従業員や警備員による巡回、放火監視機器等の設置など防火対策に努めるよう指導することが重要である。

また、放火火災対策強化中である旨又は監視機器により監視中である旨の注意喚起表示を実施するよう指導することも効果的であると考えられる。

### (3) 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

放火火災は、死角となる場所や深夜に多く発生しており、発見の遅れによる被害の拡大のおそれについて周知し、放火監視機器や炎感知器、消火器具等の設置を指導するとともに、侵入監視センサー、警報器、センサー付き照明等の防火・防犯設備の設置を促進することが効果的である。

特に、放火が多発する地区等にあつては、屋外に可燃物を放置しない等の地域の環境整備はもとより、関係機関等との連携を図り、重点警戒を実施するなど、地域の実情に応じた効果的な対策を講じるよう指導することが考えられる。

また、自動車や自転車などのボディーカバーの防災製品について情報提供を行い、使用を促進することが重要である。

## 3 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

### (1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、高齢者や障がい者等に対する火災情報の伝達及び避難介助に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行うとともに、その実態に応じ、夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報及び避難訓練の実施等についてきめ細やかな指導を行い、検証の徹底を図るなど、防火管理体制の充実に図ることが重要と考えられる。

### (2) 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を推進することが効果的である。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・整備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど、消防用設備等の適正な維持管理の徹底を図ることが重要と考えられる。

特に、老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた対応については、平成21年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、住民に対する注意喚起と消火器の回収先（製造事業者による廃消火器リサイクルの回収窓口等）の周知等の取組を図るようお願いしているところであるが、今年の6月及び7月にも破裂事故が相次いで発生しており、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き本運動中に実施するイベント等（婦人（女性）防火クラブ等による住宅防火訪問等）の機会を有効に活用し、一層の注意喚起を図るとともに、老朽化消火器の廃棄・リサイクルに関する注意事項等についても、一般社団法人日本消火器工業会のリーフレット（消火器リサイクル推進センターのホームページ（<http://www.ferpc.jp/recycle/ask/index.html>）に掲載）等を活用して周知することが効果的と考えられる。

なお、婦人（女性）防火クラブ等に協力を得る際の消火器の取扱い上の留意事項及び各住宅に訪問する際の周知事項は以下のとおりである。

- ・長期間使用しておらず腐食の進んでいる消火器を廃棄しようとする際に、粉末を放出させるためレバーを操作しないこと。
- ・現在、廃消火器リサイクルシステムが確立されており、消火器を廃棄する際は、消火器リサイクル推進センターまで連絡していただきたいこと。

また、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 26 号）等により消火器に係る省令及び点検基準が改正されており、その周知徹底が必要である。

#### （3）防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進

出火又は延焼拡大の防止等のため、防災物品の使用の徹底を図るとともに、衣類や寝具等の防災製品の普及を推進することが重要である。

特に、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設にあつては、防災物品の使用の徹底及び家具や布団、シーツ等についても防災製品を使用することが望ましいと考えられる。

#### （4）防火対象物定期点検報告制度の周知徹底

防火対象物定期点検報告については、その実施率が未だ十分ではないため、関係者に対し、本制度の趣旨、内容等の周知徹底及び報告実施の促進を図ることが重要と考えられる。また、点検報告の結果が良好でないものや点検報告未実施の防火対象物について重点的に立入検査を実施するなど、効率的な違反是正の推進に努めることが効果的である。

#### （5）違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

平成 13 年 9 月に発生した東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災以後、消防法令違反のある対象物における違反是正を推進することが重要となっていることから、立入検査及び違反是正については、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」（平成 14 年 8 月 30 日付け消防安第 39 号）を踏まえ、火災危険性の高い対象物の立入検査漏れがないよう確実に実施するとともに、人命危険の高い対象物などの優先度を整理して計画的に実施するなど、防火安全対策を徹底する必要がある。

また、立入検査で見つかった違反對象物については、特に人命危険の高い対象物を選別し、危険性・悪質性の高いものを徹底的に改善させていく対応が必要であり、使用停止命令を含めた厳格な措置を実施し、命令・公示を行っていく必要がある。

なお、違反是正に当たっては、警察機関、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが重要である。

#### （6）ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

旅行者等、建物の避難経路等に不案内の者が多数宿泊するホテル・旅館等の施設においては、防火管理が適正に実施されていない場合、人的被害が生じる危険性が

高い。

これらの施設においては、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成 24 年 5 月 14 日付け消防予第 181 号）等により、関係部局と連携し、消防法令違反の是正を図るとともに、夜間を想定し施設の実情を踏まえた訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底等防火安全対策の推進を図ることが効果的と考えられる。

#### (7) 表示制度及び公表制度の取組の推進

平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、防火安全上重要な建築構造等を含めた法令への適合性を利用者に情報提供するため、ホテル・旅館等の事業者からの申請に基づき、消防機関が審査して表示マークを交付する制度の運用開始に向け、防火対象物の関係者等の防火安全に対する認識を高めるよう、制度普及に向けた積極的な広報活動を行うことが必要である。

また、表示制度と併せて、消防法令違反のある防火対象物の公表を行うことが、利用者の立場から非常に効果的であるため、「違反對象物に係る公表制度の実施について」（平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 484 号）により、政令指定都市の消防本部等を中心に、重大な消防法令違反がある防火対象物をホームページにおいて公表する「違反對象物の公表制度」の実施に向けた取組を推進することが考えられる。

#### (8) 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

高齢者等が多数入居する小規模福祉施設においては、ひとたび火災が発生すれば入居者は自力で避難することが困難な場合が多く、また、夜間においては職員の配置が少数であることなどにより、全入居者を短時間で避難させることが難しい。

これらの施設においては、安全対策の推進のために消防法令違反の是正推進、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保が特に重要であり、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災等を踏まえ、「認知症グループ等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成 25 年 2 月 12 日付け消防予第 56 号）、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」（平成 22 年 6 月 10 日付け消防予第 260 号）等により、保健福祉部局、建築行政機関等の関係行政機関との連携強化に努めることが重要である。

なお、避難誘導介助体制については、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」（平成 21 年 10 月 27 日付け全消発第 338 号）による、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが考えられる。

#### 4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

消費者の安全・安心の確保が強く求められていることを踏まえ、火災予防運動の期間中は消費者である地域住民に消防機関が接する機会が多くなることから、自動車等、

電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い日常生活に身近な製品について、適切な使用・維持管理及び誤使用による火災の防止を呼び掛けるとともに、各種機関の参考情報を注視し、注意情報を発信することが効果的である。

特に「平成 24 年中の製品火災に関する調査結果」（平成 25 年 6 月 25 日付け消防庁報道発表資料）では、昨年と比較すると製品火災の件数は減少したものの、平成 22 年と比較すると高い水準にあることを踏まえ、関係省庁と連携を強化し、引き続き製品に起因する火災の再発防止に努めることが重要と考えられる。

## 5 多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の観客等が参加する行事においては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した際は、事前に関係者に火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地におもむき、露店業者等に対し、特に下記の事項に留意の上、火災予防上の指導を実施することが必要である。

なお、消防庁ホームページにおいて、ガソリン携行缶の安全対策 ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_14\\_1.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_14_1.html)) をとりまとめたので、関係者への指導の際に活用すると効果的と考えられる。

### (1) ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

#### ア ガソリンの火災危険性に関する周知

火気を使用する屋台等においてガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、当該施設の関係者に対して、ガソリンは引火点が約 $-40^{\circ}\text{C}$ と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏れ出すと、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があること。

#### イ 金属製容器による保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵し、可燃性蒸気が漏れいしないよう、蓋やエア抜きを確実に締めること。直射日光の当たる場所や高温の場所にガソリン携行缶を置くと、ガソリン液体又は可燃性蒸気が大量に噴き出す可能性があるため、日陰の風通しの良い床面にガソリン携行缶を置くことを徹底すること。

#### ウ ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンを注油する場合は周囲に火源となるものがないことや万一火災に至っても周囲への延焼拡大や人的被害が生ずるおそれがないこと等周囲の安全を確認して行うこと。ガソリンの漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前のエア抜き等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、直射日光や発電機の排気口等によりガソリン携行缶が暖められている場合は、ガソリン携行缶の蓋の開放・エア抜きを行うことなく、直ちにガソリン携行缶を安全な場所に移動させ、ガソリン温度が常温程度まで下がってからエア抜きを行う必要があること。

#### (2) 火気器具を使用する屋台等への指導

火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置し、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

### 6 林野火災予防対策の推進

#### (1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めているが、この時季は、春を迎えての火入れの開始、入山者の増加等が見込まれることから、林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図ることが重要と考えられる。

#### (2) 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを強化するなどして出火防止に努めることが重要と考えられる。

#### (3) 火入れに際しての手続き等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導するとともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要と考えられる。

#### (4) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要と考えられる。

### 7 車両火災予防運動の推進

平成24年中の車両火災の原因をみると、放火及び放火の疑いによるものが全体の13.7%を占めていることから、車両火災の防止と被害の軽減を図るため、防災製品の

ボディーカーの使用等について普及促進を図ることが効果的である。

また、駅舎等における防火安全対策の徹底を図るため、初期消火、通報及び避難訓練の実施等について、鉄道関係者に対する指導を行うことが重要と考えられる。

## 8 その他

### (1) エアゾール式簡易消火具の破裂事故等を踏まえた対応

「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」(平成 25 年 7 月 8 日付け消防予第 274 号) 等により、再三にわたってエアゾール式簡易消火具の取扱いに係る注意喚起をお願いしてきたところであるが、平成 25 年 6 月 30 日までに報告された不具合(亀裂・破裂事故)の製品事故は 6,121 件に上り、未だ約 11 万 400 0 本(全体の約 62%)の製品が未回収であり、今後も破裂事故が発生するおそれがあることから、引き続き取扱いに関する一般的注意事項等について、本運動中に実施するイベント等の機会を有効に活用し注意喚起を図られたい。

### (2) 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

「住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止について」(平成 22 年 4 月 6 日付け消防予第 175 号)により、住宅用火災警報器の設置対策に併せ、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための住民への周知を実施するとともに、悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報の当庁への報告等について通知したところである。悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害の拡大を防止するためには、その具体的事案を広く周知するとともに、被害の未然防止に繋がる取組についても、積極的な広報活動を行うことが効果的である。

なお、悪質な訪問販売や詐欺等に関する注意事項等については、当庁ホームページ([http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/info/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/info/index.html))に掲載されている。

### (3) 救助袋を使用した避難訓練中の安全管理の徹底

近年、救助袋を使用した避難訓練実施中の事故発生が多く報告されており、防火対象物における救助袋を使用した訓練及び点検等の際には安全管理を徹底するよう、注意喚起を図られたい。

## 平成 26 年春季全国火災予防運動の実施結果に関する報告について

平成 26 年春季全国火災予防運動期間中における行事等の実施結果について、下記のとおり「別記様式 1」及び「別記様式 2」にて報告をお願いします。

### 1 調査票について

消防庁から都道府県及び政令市へメールにて送付いたします。都道府県の担当者におかれましては、「別記様式 1」を政令市を除いた消防本部（非常備町村含む。以下同じ。）に転送願います。

### 2 調査票の作成及び送付について

#### (1) 消防本部（政令市含む。）

火災予防運動に係る消防本部の行事等の実施結果を「別記様式 1」に入力し、ファイル名に県名及び消防本部名を追記して都道府県へ送付する。（なお、消防本部から都道府県への報告期限については、各都道府県にご確認下さい。）

#### (2) 都道府県

ア 消防本部から送付された「別記様式 1」について、他の消防本部等が参考となるような事例を選定する。（3 事例以内）

イ 都道府県の行事等の実施結果を「別記様式 2」に入力し、ファイル名に県名を追記する。

ウ 選定した「別記様式 1」及び「別記様式 2」を消防庁にメールで送付する。

《消防庁予防課アドレス：[yobouka-y@ml.soumu.go.jp](mailto:yobouka-y@ml.soumu.go.jp)》※アドレスに数字は使用していません。

#### (3) 留意事項

消防庁に報告いただきました実施結果につきましては、すべてとりまとめて、消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）の防火対象物実態等調査内へアップロードし、閲覧できるようにしますので、個人情報に関する掲載について留意いただくとともに、必ず 1 事例を 1 枚の調査票にまとめて報告してください。（写真を添付する場合は、調査票の内容欄に貼り付け、別添としないようにして下さい。）

### 3 都道府県から消防庁への報告期限

平成 26 年 5 月 23 日（金）

### 4 実施結果について

送付する実施結果のとりまとめについては、今後の火災予防運動を実施する際の参考として下さい。

また、送付いただきました写真につきましては、総務省及び消防庁のホームページや広報誌等へ実施状況として掲載させていただくことがありますことを申し添えます。（なお、その際は事前に該当都道府県又は消防本部に掲載の可否を確認させていただきます。）

# 平成26年春季全国火災予防運動期間中における 行事等の実施結果調査票（消防本部用）

都道府県名	〇〇〇県	消防本部名	〇〇〇消防本部
-------	------	-------	---------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等 ・ 消防訓練 ・ 防火査察 ・ その他の行事等
名 称	
実施期間・日時	
実施場所	
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	
行事等の内容	

※写真も含め、必ず1事例を1枚の調査票にまとめて下さい。

# 平成 26 年春季全国火災予防運動期間中における 行事等の実施結果調査票（都道府県用）

都道府県名	〇〇〇県	担当部署名	〇〇〇課
-------	------	-------	------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等 ・ その他の行事等
名 称	
実施期間・日時	
実施場所	
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	
行事等の内容	

※写真も含め、必ず 1 事例を 1 枚の調査票にまとめて下さい。

**【記載例】** ※別記様式2（都道府県用）も本記載例を参考に作成ください。

別記様式1

# 平成〇〇年〇季全国火災予防運動期間中における 行事等の実施結果調査票（消防本部用）

都道府県名	〇〇〇県	消防本部名	〇〇〇市消防本部
-------	------	-------	----------

行事等の区分	住宅防火対策を主とした行事等・消防訓練・防火査察・その他の行事等
名称	第〇回住宅防火対策推進講演会
実施期間・日時	平成〇〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
実施場所	〇〇県△△市□□町1丁目1番1号 △△市文化センター〇階 中ホール
過去に本行事を実施した回数・継続年数等	平成〇〇年に第1回目を実施し、今回第〇回目
行事等の内容	

**1 実施目的**

**2 実施内容**

**3 参加団体・参加人員**

**4 特に工夫した点**

**5 実施した結果及び効果**

写 真

※写真も含め、必ず1事例を1枚の調査票にまとめて下さい。